

総務委員会会議録

令和5年2月6日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 10:46

【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報発信について

【 報告事項 】

1. 職員の処分について

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○契約課長

それでは「令和4年度建設工事の入札執行状況」につきまして、お手元の資料に基づきご説明いたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は、令和4年12月末までに執行いたしました工事契約落札率別内訳表で、設計金額が130万円超えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。入札件数の合計は134件、契約金額の総額は34億7035万2600円で、平均落札率は91.46%となっております。

次に、資料の2ページから4ページをお願いいたします。この資料は、令和4年12月末までに執行いたしました条件付一般競争入札の実施状況でございます。12月末までに37件の条件付一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が25件、建築一式工事が10件、専門工事が2件となっております。37件のうち、変動型最低制限価格方式9件を除く28件全てが最低制限価格で応札がなされ、28件中28件がくじ引により落札者を決定いたしております。4ページ中段に記載しておりますが、平均落札率は90.48%となっております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。これは、等級別のクロスゾーンに適用いたします変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、12月末までに9件実施してございまして、平均落札率は88.65%となっております。

次に、11月の委員会で資料要求をいただいております印刷業務の発注件数及び落札金額について、資料に基づきご説明いたします。

「印刷業務発注件数及び落札金額集計表」をお願いいたします。この資料は、平成29年度から令和3年度の5年間に発注いたしました印刷業務の件数と落札金額について記載したもので、資料の上段に年度ごとの発注件数を、下段に年度ごとの落札金額の合計を記載しております。平成29年度は、発注件数163件、落札金額合計が2655万2460円、平成30年度は161件で1677万5151円、令和元年度は159件で2278万8355円、令和2年度は153件で5927万5829円、令和3年度は155件で2085万4628円となっております。以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

先にちょっと今、最後に説明を受けた印刷関係の件で、ちょっと課長、教えてください。印

刷会社の業者さんたちから要望書というのが届いていましたね。要望書の中身を拝読しますといろいろ書いてありましたけれども、印刷業務において入札に関わる印刷業務ね、これに対して最低価格を設けていただけないかという要望があったと思うんですけれども、契約課のほうでこの印刷業務においては、これは妥当であろうというような最低価格を決めての入札にするというような、そういった関係の検討とかいうのは、要望書に対する検討をされているのであれば、どういった点、どういった内容を検討されたか、教えていただきたいんですけれどもお願いします。

○契約課長

印刷業務の入札に対しての最低制限価格ということですが、現在飯塚市のほうでは印刷業務について、物品の納入契約ということで、入札を執行しておりますが、この物品の納入につきましては最低制限価格を設定することはできないということになっておりますので、現時点で最低制限価格を設定するというふうには考えておりません。

○小幡委員

できない理由を正確にちょっと教えてください。

○契約課長

ちょっとすみません、法のちょっと名前とか、条文とかちょっと正確に今ちょっと分からないんですけれども、最低制限価格を設定できるのが、工事請負、それから製造の請負というようなものに法のほうで限定されていたかと思えます。ですので、現在その物品の納入については、それができないと。言いますと物品の納入については、基本として入札するに当たって、できるだけ安い価格の物を入れるという原則がございますので、物品の納入については、こちらが仕様で示した内容の物を納入していただくということになりますので、最低制限価格を設定して品質の確保とかというところが、必要ないと言ったらあれですけれども、そういった法の決まりがあって設定ができないというところでございます。

○小幡委員

法の縛りで、正確な法の名前というかな、どこの何の法ということ、分からないということでしたが、一般的に土木建築関係とか、危険を伴うような安全性が確保されないと人命に関わるような工事、それは品質管理もそうだけど安全管理も必要で、最低価格を設定すると。物品は、そういう安全管理がないとは言いませんけれども、死亡事故とか、そういうのに関わるような業種ではないという判断だと思うんですけど。

それはそれで置いて、飯塚市の発注形態の中で、仮に先ほど件数を教えていただいたけど、市報の発注とかあるではないですか、市報ね。これは毎年、市報を発行しておりますけれども、言い方はちょっと悪いんですけど、毎度変わらないような中身じゃないよ、規模と印刷量とページ数というのは、ある程度変わらない中で、入札の年度においては、100万円台で落札したり、だんだん80万円台に下がっていったりとかで、同じ業種、同じような品物に対して、落差が40万円というような、金額の落差が生じているんですね。俗に言う業界での言葉では、たたき合いというような、100万円で落ちなかったら90万円、80万円、70万円と、どんどん下がっていく傾向にあるということ、印刷業界のほうからの声は確かに挙がっているんですよ。それで要望の中身は、どこかで歯止めをかけてくれないと外注されて飯塚市内の業者では到底価格的に追いつかないような、市の予算で、県外に出ていくような、この前副市長も言われていたけど、地元業者の育成からすれば価格を幾らと決めなさいではないけれども、ある程度適正価格というのは、過去の市報も何十年発行していますから、今の社会情勢とか、そういった価格変動もあるかと思いますが、これぐらいが妥当ではないかというような金額を、飯塚市が持つておくのは、別に悪いことではないと思うんですよ。それで、それよりどんと極端に低いところは、やはり金額が安ければいいだけではなくて、内容も伴って、しっかりとした、市報の例で挙げれば業務が完結できるのかというようなチェックも含めながら、

検討していただきたいということで、今日入札に関しては最後になりますので、継続して、何かよりよい飯塚市での入札制度、物品に対する研究をまだ続けていただきたいという、ちょっと要望をしておきます。

ちょっと全般について、2点ほど質問します。物品において、前回課長が指名に入りましたと、実績云々関係なく、指名に入った以上は、その年に発注する業務には参加できますということをおっしゃられました。一方では、土木建築関係の入札においては、指名に入りますね。そうしますと、そこでちょっと2点お聞きしたいのが、1点は、昔は指名に入った次年度、その年は入札には参加できないというような慣例というのか、どっかでそういった指針があるのか、決まっているのかちょっと分かりませんが、1年間は参加できないというような話がありました。現状はどうなっているのかが1点と、もう1点は建築の等級で、第1希望で入っていた業種が仮に土木に移る、もしくは逆に土木が建築に移る。そういうときは、同じ等級の業種変えをしたときは、1年間はランクが1つ下がるようという時代がありましたね。これが今は、もう下がらないよと。その考え方をどういうふうにしてそうなったのかと。この2点。もう一つは、ちょっと、同じ先ほどの指名にも関わりますけれども、本当の新規参入された業種と、過去はずっと参入していたけど、たまたま1年飯塚市の指名から外れていた、でも再度翌年また参加したといった場合は、新規扱いなのか、その3点をできたらちょっと教えてください。

○契約課長

まず1点目が、新規業者の取扱いということですが、これは工事のほうでということではよろしかったですか。まず、工事の新規業者の取扱いにつきましては、飯塚市建設工事請負指名運用基準というものを設けておまして、その中で、取扱いを決めております。その記載の内容でございますが、そのまま読み上げますと、「土木一式、建築一式工事以外の新規業者については、130万円以下の工事または修繕を2回程度完工し、工事实績確認表により意見を聴取し、問題がなければ、130万円越え1千万円未満の工事に指名する。なお、当該年度内に130万円以下の工事または修繕を2回程度完工できなかった場合でも、翌年度からは130万円を超える工事に指名するものとする。」ということに規定しております。ですので、土木建築一式工事以外の、いわゆる専門工事の業者さんにつきましては、新規で130万円以下の工事、各課の発注の工事ということになります。それを2回程度完工して、出来上がりが問題なかったということが、確認表により確認できれば、その時点から普通の指名の中に入ってくるということになります。また、その年度で何も工事をしなかったとかいう場合でも、翌年度になったらほかの業者と同様に指名をするということになっております。また、土木建築一式工事につきましては、現在一般競争入札で行っておりますので、土木と建築一式工事につきましては、この新規の取扱いというのはなく、告示をして参加申込みがあれば、参加可能というような状況でございます。

それから物品などにつきましては、そのような特に納入がないと参加できないというような基準は定めておりませんので、登録がありましたら、その年度から指名の案件が業種ごとにありますけれども、その業種に入っておりますら、指名をするという形になります。

それから、業種が移ったときのランクが、過去にワンランク落としていたということにつきましては、以前はそのような取扱いをしておったということですが、他の市町村などに過去に調査をいたしておった中でも、そのような取扱いがないということもございまして、当然工事につきましては、経営事項審査などを受けて点数が出ております。その点数に応じて、業者のランクを設定しておりますので、それを移ったら落とすという取扱いでなく、決まった格付どおりにすべきということで、過去の入札制度の中で、もうそのような取扱いをしない、点数どおりに格付するということによって決定いたしておるところでございます。

それと3点目が、物品の新規で、1年空いたときに工事ですね。工事の中で1年空いたとき

にどうするかというところで、これにつきましては、現状1年空いたときは、次にまた申請があった場合は、1年の場合は継続として取扱いをいたしておりますが、それ以上間が空いた場合は、またリセットというか、新たに新規というような取扱いにしております。

○小幡委員

再確認だけど、何らかの事情で、そこの社長が病気になって1年間入札はしなかったと。過去10数年は、飯塚市の指名業者で仕事を問題なくやっていたと。その1年空きだと新規扱いではないけれども、仮に2期にわたって2年以上とかなった場合は、新規扱いをするという今の説明ですかね。

○契約課長

おっしゃるとおり1年、1期空いたときは、継続として取扱いますけど、それ以上になった場合は、また新たに新規という取扱いにしております。

○小幡委員

新規扱いになった場合は、先ほど言った各課発注の130万円以下はオーケーだけど、130万円以上の入札に関しては、先ほど説明のとおりとするということだよな。分かりました。

もう1点、さきほどの業種替え。これちょっと問題があって、経審は確かに受けていると。S等級で仮に話しますと、S等級の建築というのは、今回単独で6億円までいきますよね。確かに土木工事のS等級だと。経審の実績、工事の内訳を見ても、S等級に相当する請負契約は、受注していると。そういった中でも、やはり土木の場合は、土木工事がメインでその内容のチェックをしていないんじゃないかということなんですね。土木がメインの会社が、いきなり建築の6億円までの仕事を受注できるとなると、そうではないんで、過去はやはり1ランク下げて、実績を積んでランクを上げていくというようなやり方を運用基準の中に盛り込んでいたわけ。今の説明だと、どこかの段階で、この運用基準を変更したんだね。議事録が、会議録があるかどうかは別にして、誰が誰の発案でそうなったか、金額も変わる、そういった職種も変わるというような話合い、もしくは会議がどのようにして持たれたか分かんないわけ。これも要望になります。

今後、前回も言いましたけど、そういった事例があった場合、次期の総務委員会が入札制度を扱うかどうかは別にして、やはりその指針とか方針、運用基準を変更、変えたいというときは、やはりそういった委員会へ事前にこういうふうに変えようかと思っていますとか、ご意見はないですかとかいうような進め方を、特に今日副市長が経営的にも契約課関係も経験されて、一番詳しいと思うんでね。そういうところを副市長、ちょっと考えてください。一つは、業者さんからすればいつ決まって、どうなったんだという不信感があるということ。それは、やはりちゃんと議会にも、委員会にも、相談しながらこういうふうな基準を持って運営を変えたよというような、はっきりした鏡張りにしていきたいという要望ですね。それは極力、できるやつとできないやつはあると思うんだけどね。そこら辺はトップの副市長の判断で、今後よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

本委員会に特別付託を受けております「入札制度について」は、これまで執行部から、「特定建設工事共同企業体（JV）入札実施状況」、及び「飯塚市談合情報等対応マニュアル」などの入札制度の内容や、工事契約の落札状況についての説明を受け、調査を行ってまいりました。

この間、執行部においては、「『総合評価落札方式』による入札制度に関する請願」の採択をうけ、総合評価落札方式において、外部の学識経験者2名を加えた飯塚市総合評価技術委員

会を設置するなど、入札制度の改善が図られてきてはいるものの、競争性・透明性の高い公平公正な入札の執行には、まだまだ至っていないものと考えます。

また、本委員会において、「入札参加辞退者にペナルティーを科すこと」や「建物の組成に応じ、総合評価方式または一般競争入札を選択できる入札制度の検討」、「1者参加のプロポーザル方式での入札方法の見直し」、「物品入札における参考見積書の徴取方法」、「入札参加業者の株主構成のチェックや同一株主における入札参加の取扱い方法」、「登録業者が少数となっている工種のランク分けの見直し」など、委員から入札制度について、様々な意見を出してきたところであり、今後も調査研究を進め、よりよい入札制度につなげていただきたいと思いますと考えているところであります。

これまでの審査を振り返り、本市における「入札制度」のさらなる充実に向けた提言を委員全員で協議し、まとめましたので、ここで読み上げたいと思います。

低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格の公表時期の検討について

本市の入札制度において、低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格が、事前公表とされているのは、「職員への不当な働きかけ」や「情報漏えいによる不正行為」を防止し、入札制度が透明性・公平性の向上を図るため実施されてきている。

しかしながら、昨今の入札結果では、最低制限価格で応札する業者同士のくじ引による落札者が増加しており、これを打開し、本来の入札制度の目的の1つである「地元業者の育成」を促すためにも、公表時期の検討が必要ではないかという認識を、本委員会での調査を通じて深めてきたところである。

また、国が示している「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、「低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を定めた場合における当該価格については、これを入札前に公表すると、当該価格近傍へ入札が誘導されるとともに、入札価格が同額の入札者間のくじ引きによる落札等が増加する結果、適切な積算を行わずに入札を行った建設業者が受注する事態が生じるなど、建設業者の真の技術力・経営力による競争を損ねる弊害が生じることから、入札の前には公表しないものとする。」とされている。

これらのことから、本市において低入札価格調査の基準価格及び最低制限価格を入札の前に公表をしないものとする制度設計の検討をさらに進めるべきである。

以上です。ただいまの提言をもちまして、本件については調査終了としていただきますよう委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま深町委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありましたが、本日調査終了についてお諮りするということによろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのように取り計らいをさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。入札制度については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

次に、「情報発信について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○情報管理課長

前回までの委員会にて、飯塚市LINE公式アカウント機能のセグメント方式による情報配

信や定期配信、市民からの通報による情報収集、予約方法等について報告しておりましたが、このたび3月1日にリニューアルを行うこととしましたので、その概要について報告いたします。なお、現在構築中ですので、資料中の表示や形式、配置については修正の可能性もありますのでご了承ください。

それでは資料をお願いします。まず1ページです。2、リニューアル内容につきましては、(1) デザインについては、①リッチメニューの変更拡充。リッチメニューといいますのは、ラインのトップ画面の下部に表示されておりますメニュー表示のことです。機能拡充は、②セグメント方式による情報配信、③ごみ収集日の定期配信、④通報業務、⑤予約機能となっております。先ほど言いましたリッチメニューにつきましては、現行の1シート6分割から3シートの1シート最大12分割に拡充をいたします。なお、表中にありますくらし・手続き、子育て・教育、防災の表示を押すことで、画面が切り替わることとなります。図の左のくらし・手続きのシートですけれども、飯塚市ホームページ、広報いづか、ごみの出し方、そして今回機能拡充を行う予約機能、通報機能などを配置する予定としております。続いて図の真ん中の子育て・教育については、結婚前、妊娠前、妊娠から出産などのライフステージの変化に伴った配置の構成で予定をしております。図の右の防災につきましては、防災関連の飯塚市ホームページキキクル、河川ライブカメラ・水位計など、災害発生時に市が発信した情報、そして自らもライブカメラ等で災害情報が収集できる構成で予定をしております。なお、メニュー選択後の展開につきましては、例とはなりますけれども、下段に示しております。例えば妊娠から出産を押すことで、画面を横にスクロールする必要がありますけれども、次の階層へ遷移いたしまして、さらに分岐した下段にあるような図のようなメニューが表示される予定としております。

続きまして、2ページをお願いします。②セグメント方式による情報配信については、アンケートに答えることで欲しい情報を受け取れるようになります。お知らせ設定を押して、遷移後の基本設定を押します。世代、性別、子育てや健康などの欲しい情報、地域を選択形式で答えることで基本設定を行います。登録内容は随時変更可能となっております。この設定を行うことで、アンケートに沿った欲しい情報を受け取れるようになります。

続いて3ページ、③ごみ収集日の定期配信については、アンケートに答えることで、ごみ出し日を事前にお知らせする機能です。配信希望時間、配信時間、配信希望地域、配信を希望するごみの種類を選択形式で答える予定としております。また、ラインの通知は右下の図のような「明日は不燃ごみの収集日です。朝8時までに出してください」というようなことで予定をしております。

最後4ページです。④通報業務につきましては、現在調整中ではありますが適用する業務は、道路の穴や陥没、漏水、空き家管理、災害発生情報、イノシシ等の鳥獣出没の予定としております。⑤予約業務につきましては、こちらも調整中ではありますが、適用する業務は集団健診、保育所一時預かり、妊娠届面談、介護認定審査、講座申込み、イベント参加の予定でしております。以上簡単ではございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○小幡委員

これは運用をいつからの予定で計画されていますか。

○情報管理課長

3月1日です。

○小幡委員

3月1日ということで余り日にちないね。もうほぼたたき台ができ上がっていると思うんだ

けど。今、説明の中で4番の通報業務であったではないですか。この通報業務で、いろいろ最後がイノシシとか鹿、猿というような、これを発見した市民の方が飯塚市に通報するという事でしょう。これの項目の中に今変質者とかいろいろ出てくるじゃない。そういう項目を上げていくというような考えはあるのかと、仮に猿、イノシシが出たよという通報をどういうスタイルで一般市民が見つけて、市のほうに通報するのかの流れをあらわしたら説明してください。

○情報管理課長

まず1点目ですけれども、こちらの通報業務は、担当課からこれがやりたいということでアンケートを出してもらっていますので、ちょっと調整はできるものと思いますけれども、3月1日のリニューアルには出さないというところで、調整をしたいと思います。2つ目の通報の内容ですけれども、まずイノシシ等を見つけられたら、LINEの通報というところを押していただくと写真を送るようなイメージになりますので、カメラが立ち上がります。それを立ち上げた後にグーグルマップ等で位置情報を聞いてきますので、位置情報をオンにしてあげれば、今いるところ分かるようになります。位置情報をオンにしなければ自分でポインティングするようになります。それとあとは時間ですね、時間も選べるようになっていますので時間等を入れて、最後に詳細ということでコメント等を残したいという方には、そこにコメントを載せていただいて配信ということで、飯塚市の管理サーバーのほうに届きまして、担当者にメールで通知が来るようになっております。

○小幡委員

今これは3月1日の予定だから、これが完璧なものではないというのは分かるんで、いいものはどんどん取り入れて更新していくべきだと思うのは、どんどん更新するべきであろうということでもいいんだけど、今通報の流れがありましたよね。道路の陥没とか、いろんな問題を通報する。一般市民からの通報もありがたいんだけど、今の現在自治会があるじゃないですか。自治会の担当の方とか、隣組長さんとか、自治会長さんとかが見回り業務とか、そうやって自分の地域のどここの路線のアスファルトに穴がほげたよとかね。そういうのは、確かに比率でいけば一般市民より通報する方々というのは、そういった地域の役員とかの方が多と思うんだよね。ここらへんのシステムをしっかりと自治会のほうに説明をする、もしくはそれを運用してもらおう。自治会ベースで市民の住民の方にも、そういう通報もしくは飯塚市とのLINEの接続を推進してもらおうというようなことをやるべきかと思うんだけど、今、市のほうでこうやりたいという一方通行ではなくて、受ける側の各自治会とか、市民に対しては、どういった広報、もしくはどういった方法で広げろうと考えてあるのか、ちょっと考えがあったら教えてください。

○情報管理課長

広報ということですのでけれども、前回の委員会でもお答えしましたけど、まず市内の公共施設、JR新飯塚駅や市内郵便局21か所にチラシを配布、ポスター掲示を予定しております。あとフリーペーパー等にも掲載を予定して広報する予定です。それと広報いづかにも出します。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

粗大ごみに関する事について市民からよく問合せがあるのですが、今回のLINEでの機能ではどのようにリッチメニューから展開していくと考えているのか、教えてください。

○情報管理課長

1ページ目の提出資料にて説明したいと思います。中段のくらし・手続きの中の、ごみの出し方を押すとトーク画面に細分化されたメニューが、下段の図のようになります。これは妊娠、出産の例ですが、このような図に展開をされます。そのようなイメージです。その中から、ごみの分け方・出し方というようなメニューを予定しております。そこをしますと冊子が表示さ

れますので、そちらで粗大ごみの欲しい内容についてご確認いただくことで考えております。または、暮らし手続のメニューの左下にありますA Iの質問を押すとA Iチャットボットが立ち上がり、例えば粗大ごみについて、粗大ごみの出し方、粗大ごみの値段などを入力することで、相手が知りたいと思われる内容をピンポイントに案内してくれます。

○深町委員

ホームページのほうにつながるということですが、例えばホームページで粗大ごみを検索しますと、粗大ごみの収集方法や、粗大ごみの収集手数料の記事がそれぞれあります。市民は収集方法が知りたいのか、手数料が知りたいのか、目的がそれぞれ違うので目的に沿った、市民にとって、分かりやすいホームページの記事につなげていただきますようお願いいたします。

次に、通報業務が追加されるということですが、このような便利な機能を知ってもらうために、定期的にお知らせする必要があると思いますが、どのように考えておられますか。

○情報管理課長

周知方法については先ほどお答えしたとおりになります。今回は、チラシの内容を少しお伝えしたいと思います。チラシの内容につきましては、飯塚市へのL I N Eの友達追加の方法や、リッチメニュー、セグメント配信等のリニューアルをお知らせするもので考えております。また、定期的な情報の提供施策として、来年度は市報で年2回の機能拡充周知も予定しております。

○深町委員

最後に、今回セグメント方式で欲しい情報を選択するということになっていますが、災害情報などの緊急情報は、選択の有無にかかわらず、L I N E登録者の方へ全て情報が届くのか、教えてください。

○情報管理課長

今回の1月の寒波に伴うごみ収集や、水道管破裂等の注意喚起について配信をしておりますが、災害関連の緊急情報は、引き続き全ての方へ配信いたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

ちょっと聞き忘れ。今回リニューアルされますよね。いいものにどんどんどんどん、これから先も変えていくんだろうと思うんだけど、大々的なリニューアルと軽微なリニューアルでは違うんだろうけど、この規模のリニューアルは予算的にどれぐらいかかるのかがもし分かれば、アバウトでいい、細かい金額ではないんだけど、分かれば教えていただきたいのと、今現在でのL I N Eの加入状況、件数でもパーセントでもいいけど、把握されているのなら教えてください。

○情報管理課長

まず、構築費用ですけど、9月補正で上げておりましたけど、120万円弱で構築しております。それと現在L I N Eのフォロワー数は、本日現在で1万340人となっております。今後につきましては、軽微なリニューアルについては職員で構築しますので無償となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

委員長をお願いいたします。本委員会に特別付託を受けております「情報発信について」は、これまで執行部から、「先進自治体の効果的で特色あるL I N E活用の費用」、及び「L I N E予約機能の使用方法」などについて報告を受け、調査してまいりました。

この間、執行部においては、本市の公式L I N E機能を拡張した「セグメント方式を利用した担当課による情報発信」や、「市民からの道路損傷等の通報」、「集団健診等の予約」など、

行政側からの一方向の情報発信だけではなく、必要な情報を必要な人に届ける情報発信方法や、市民からの情報提供により、現地の位置情報や、提供された写真から道路の損傷状況などが確認できる通報機能を確立できたことは評価すべきものと考えます。

今後は、これらのLINE機能を十分に活用して、フォロワー目線の情報発信を行っていただくとともに、本市の情報発信機能を積極的に周知していただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま深町委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありましたが、本日調査終了についてお諮りするということですのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

それではそのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。情報発信については、調査終了とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって報告を受けることに決定いたしました。「職員の処分について」、報告を求めます。

○人事課長

「職員の処分について」、ご報告いたします。

資料をお願いいたします。本事案は、令和4年2月26日土曜日に部長職、当時の課長職でございますが、50歳代男性職員が市内新飯塚の居酒屋におきまして、飯塚市議会議員、令和3年度入札参加有資格者名簿に登載されました業者の代表者、及び一般市民の方の4名で会食したもので、当該職員の職責から業者との会食は、飯塚市職員倫理条例及び同条例施行規則に違反いたしますことから、令和4年12月26日付で当該職員用を戒告処分といたしております。

今後、二度とこのようなことが起こらないよう、なお一層職員への指導を徹底するとともに、職員一丸となりまして市民の皆様の信頼回復に努める所存でございます。誠に申し訳ございませんでした。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。